

## 派遣元管理台帳

派遣労働者の氏名	■■■■	④ 60歳以上か否かの別	<input type="checkbox"/> 60歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 60歳未満	
③ 雇用期間 (有期か無期の別)	<input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者 <input checked="" type="checkbox"/> 有期雇用派遣労働者 (雇用期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)			
② 協定対象派遣労働者 であるか否かの別	<input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者(労使協定方式) <input checked="" type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者ではない(派遣先均等・均衡方式)			
派遣期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日 (注) 派遣期間と雇用期間は異なる。それぞれの記載が必要。			
社会保険・雇用 保険の被保険者 資格取得届の 提出の有無	健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 雇用保険 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有) ( <input type="checkbox"/> 無 ) ( <input checked="" type="checkbox"/> 有 ) ( <input type="checkbox"/> 無 ) ☆適用基準を満たしていない具体的な理由又は手続きの具体的な状況を記載すること。 (『無』の理由) 「所定労働時間が通常の労働者の概ね3/4未満のため」・「雇用保険は4月5日には届出予定」など。			
派遣先の名称	△△株式会社			
派遣先の事業所の 名称及び所在地	(名称) △△株式会社	(所在地) 石狩市□□町××-××	(電話) (0133)〇〇〇-〇〇〇〇	
就業場所	(名称) △△株式会社道央工場	(部署) 石狩市□□町××-×× 水産加工開発部新商品開発課	(電話) (0133)〇〇〇-〇〇〇〇	
⑦ 組織単位	水産加工開発部新商品開発課			
業務内容	新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務			
⑪ 業務に伴う 責任の程度	<input type="checkbox"/> 付与される権限なし <input checked="" type="checkbox"/> 付与される権限あり〔副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり)〕			
就業日	月・火・水・木・金 (但し、祝日、夏季休暇 8/13～8/16、年末年始 12/30～1/7は除く)			
派遣先責任者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課	(役職) 新商品開発課第一係長	(氏名) ◎◎ ◎◎	(電話) (0133)〇〇〇-××××内線△△△△
派遣元責任者	(部署) 派遣事業部	(役職) コーディネーター	(氏名) ●● ●●	(電話) (0123)△△△-××××
就業時間 (休憩時間)	9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)			
時間外(休日) 労働	1日5時間 月36時間 年360時間(休日労働 月2日9時から20時までの8時間) ※派遣元36協定の届出の範囲内とする。			
就業状況	別添タイムシートのとおり。 ☆「別添タイムシート」とする場合、タイムシートの添付が必要です。			
派遣労働者から の苦情処理状況	(申出を受けた日) 令和2年〇月〇日 (苦情内容、処理状況) 派遣先において社員食堂の利用に関して便宜が図られていないとの苦情。法の趣旨を説明し、以後、派遣先の他の労働者と同様に、派遣先内の施設が利用できるよう申入れ。			
⑱ 教育訓練の内容	令和2年 4月 1日 13:00～17:00 入職時の基本業務研修(専用端末の基礎的な操作) 令和2年〇月〇日 13:00～17:00 パソコンスキルアップ研修(パワーポイントによるデモ資料作成等)			
⑲ キャリア・コンサルティ ングの日及び内容	令和2年〇月〇日 キャリアコンサルタントによる能力の棚卸しの実施 令和2年△月△日 前回棚卸しに基づく今後のキャリアパスについて相談			
⑳ 希望する雇用安定 措置の内容	令和●年▲月■日 派遣先への直接雇用の依頼を希望 (雇用形態:正社員)			
㉑ 雇用安定措置の 内容	1 派遣先への直接雇用の依頼 依頼日時、方法 令和●年▲月■日文書により依頼。 派遣先の回答日時、内容 令和●年▲月■日受け入可(雇用形態:正社員) 2 他の派遣先の紹介 3 期間を定めない雇用の機会の確保 4 その他			
㉒ その他	派遣期間の制限を受けない業務に係る派遣であれば、その事項についての記載が必要 (例)「有期プロジェクト業務」、「産前産後、育休代替業務」、「介護休業代替業務」など(「日数限定業務」の場合は、業務取扱要領を参照のこと。)			

## 「派遣元管理台帳」の記載事項

- ① 派遣労働者の氏名
- ② 協定対象派遣労働者であるか否かの別
- ③ 無期雇用派遣労働者か有期雇用派遣労働者かの別、有期雇用派遣労働者の場合は労働契約の期間
- ④ 60歳以上か否かの別
- ⑤ 派遣先の氏名又は名称
- ⑥ 事業所の名称
- ⑦ 派遣先事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- ⑧ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日  
期間については、具体的な労働者派遣の開始の年月日及び終了の年月日、就業する日については、具体的な曜日又は日を指定  
シフト制により就業日が定まらない場合はその旨を記載【記載例（別添シフト表による）】  
労働者派遣期間分のシフト表を添付
- ⑨ 始業及び終業の時刻  
シフト制により定まらない場合はその旨を記載【記載例（別添シフト表による）】  
労働者派遣期間分のシフト表を添付
- ⑩ 従事する業務の内容  
可能な限り詳細に記載すること。  
政令第4条第1項の業務である場合は、日雇派遣が可能な業務であることを契約当事者間で認識を共有するため、当該「号番号」を記載すること。
- ⑪ 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度  
派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等、派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度について共通認識を持つことができるよう、より具体的に記載することが望ましい。
- ⑫ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項  
苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について都度記載すること。  
別紙により管理することも可。  
※苦情の申し出を受けたことを理由に当該労働者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。  
（派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の3）。
- ⑬ 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項  
紹介予定派遣であること。  
求人・求職の意思確認等の職業紹介の時期及び内容。  
採否結果。  
派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合に、派遣先から明示された理由。
- ⑭ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項  
役職、氏名及び連絡方法を記載  
派遣労働者の業務内容が製造業務である場合には、製造業務専門派遣元（先）責任者である旨も記載すること。

⑮ 労働者派遣契約において、派遣先が派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は始業の時刻から終業の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

⑯ 期間制限のない労働者派遣に関する事項

該当する場合に記載すること。

有期プロジェクトの業務に係る労働者派遣

日数限定業務に係る労働者派遣の場合は

- ・その旨
- ・派遣先においてその業務が1ヶ月間に行われる日数
- ・派遣先の通常の労働者の1ヶ月間の所定労働日数

産前産後育児休業等の代替要員に係る労働者派遣の場合は

- ・休業する労働者の氏名
- ・休業する労働者の業務
- ・休業の開始及び終了予定日

介護休業等の代替要員に係る労働者派遣の場合は

- ・休業する労働者の氏名
- ・休業する労働者の業務
- ・休業の開始及び終了予定日

⑰ 派遣労働者に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無

「無」の場合は、当該書類が提出されていない具体的理由

⑱ 段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時とその内容に関する事項

派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、キャリアアップ措置についての説明が必要です（令和3年1月省令改正）。

教育訓練内容やその変更について、派遣労働者への説明を行うことが必要です（令和3年1月省令改正）。

別紙による管理も可。

⑲ キャリア・コンサルティングを行った日とその内容に関する事項

派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、キャリアアップ措置についての説明が必要です（令和3年1月省令改正）。

別紙による管理も可。

⑳ 雇用安定措置に関する派遣労働者の希望の聴取に関する事項

予め希望する措置の内容を聴取し、その日付及び内容を記載すること（令和3年4月省令改正）。

㉑ 雇用安定措置の内容

実施した措置の日付、内容とその結果について記載すること。

別紙による管理も可。

※ ③④⑦⑬⑯⑱㉑の事項は、27年の法改正により新たに記載すべき事項とされたもの

※ ②⑪の事項は、30年の法改正により新たに記載すべき事項とされたもの

※ ⑳の事項は、令和3年の法改正により新たに記載すべき事項とされたもの